

## ふようデイサービスセンター 運営規程 【指定通所介護】

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人芙蓉会が開設するふようデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### （運営の方針）

第3条 本事業所において提供する通所介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が、必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又は、その家族に対し、サービスの内容についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

### （事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
ふようデイサービスセンター

### （事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
静岡県富士市今泉 2196 番地の2

(従たる事業所の職員の職種、職員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事務所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な全般的処置を行う。

(4) 介護職員 8名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時05分までとする。

(利用定員)

第8条 1日の通所介護サービスを提供する定員は50名とする。

(通所介護計画の作成)

第9条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(通所介護の内容)

第 10 条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、養護（休養）

エ、送迎の支援

オ、その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種を提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション

ウ、グループワーク

エ、行事的活動

オ、体操

カ、趣味活動

(4) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者への入浴サービスを行う。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条 通常の事業の実施区域は、富士市内とする。

(指定通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第 12 条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当通所介護が法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合に応じた額とする。

(利用料は介護保険法の改正等が生じた場合、法に準じ随時変更となります)

2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域の境を越えて行う送迎に要する費用  
ア、実施地域の境から片道概ね5キロ未満 440円  
イ、実施地域の境から片道概ね5キロ以上 500円
- (2) 食費…実費（おやつ代を含む）  
\*尚、上記費用は重要事項説明書に記載された額とする。
- (3) おむつ代 実費
- (4) その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費
- (5) 延長料金 30分毎 500円（18：00まで延長可）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

（身体拘束）

第13条 サービス提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束に当たる行為を行いません。

2 身体拘束の適正化を図るため、委員会の設置・指針の整備・定期的な研修の実施・担当者の設置等必要な措置を講じます。

（虐待防止）

第14条 管理者は虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施・担当者の設置等必要な措置を講じます。

（衛生管理及び感染症予防）

第15条 施設サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 管理者は当施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

3 管理者は必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために業務継続に向けた計画等の策定を行う。

（サービスの提供にあたっての留意事項）

第16条 サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2 利用にあたって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

第17条 指定通所介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し必要な処置を行う、及び管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人芙蓉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。